

令和5年度横浜市保育所等における業務効率化推進事業助成 手続きの流れ

R5.6.23

【各種書類の提出先・問い合わせ先】
 こども青少年局子育て支援部保育・教育運営課 保育所等業務効率化推進事業担当
 Mail: kd-uneishidou@city.yokohama.jp
 ※メールでお問い合わせの際は、メールの件名を「業務効率化推進事業助成について」にしてください。
 電話:045-671-3564

時期 (予定)	施設・事業所	横浜市
6月23日 ～ 8月10日	① 事業実施計画書の作成・提出 【提出書類】電子申請にて提出してください。 (URL) https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/4b3f5513-0bd8-414e-a0ea-b148bc3df0e5/start <input type="checkbox"/> 事業実施計画書 (第1号様式) ※押印不要 ※事業毎にご提出ください。 <input type="checkbox"/> 添付書類 <input type="checkbox"/> 見積書及び内訳明細書 <input type="checkbox"/> 機能等を詳細に確認できる資料 (仕様書やカタログ等) ※電子申請を利用できない場合はメールで提出してください	② 事業実施計画の受理・承認・通知 ※必要に応じて、計画内容について個別に電話等でヒアリングします。
9月中	③ 事業実施計画承認通知書の受理 承認された計画を変更する場合は、実施計画変更承認申請書 (第3号様式) の提出が必要になります。 ④ 発注及び導入・設置 代金の支払い	
☆補助対象要件として、令和5年12月31日までに導入を完了し、かつ支払いを完了する必要があります☆		
事業完了 後～12月 末まで	⑤ 助成金交付申請書兼実績報告書の作成・提出 事業完了後、下記を作成の上、提出してください。 【提出書類】電子申請にて提出してください。 <input type="checkbox"/> 助成金交付申請書兼実績報告書 (第5号様式) ※押印不要 ※事業毎にご提出ください。 <input type="checkbox"/> 添付書類 <input type="checkbox"/> 領収書等の写し ※原本を提出頂いた場合、返却できません。 <input type="checkbox"/> 仕様等が確認できる資料 <input type="checkbox"/> 納品書 (1件100万円以上の支出となる場合) ※1 <input type="checkbox"/> 入札の結果がわかる書類又は見積書の写し <input type="checkbox"/> 市内事業者であることを証する書類又はその写し (登記事項証明書等) または <input type="checkbox"/> 理由書 (第6号様式)	⑥ 助成金申請の受理 助成決定・通知
令和6年 1月頃	⑦ 助成決定通知書の受理 ⑧ 請求書の作成・提出 <input type="checkbox"/> 助成金請求書 (第8号様式) (郵送またはメール) ※押印を省略する場合はメールにて提出可 (PDF)	請求書の受理・助成金の支払
令和6年 3月末頃	⑩ 助成金の入金	
令和6年 4月以降	⑪ 消費税に係る仕入税額控除報告書の提出※2 <input type="checkbox"/> 消費税に係る仕入税額控除報告書 (第9号様式)	

※1 1件100万円以上の支出となる案件について
 「横浜市補助金等の交付に関する規則」第24条により、1件(1契約)あたりの支払金額が100万円以上と見込まれる場合には、市内事業者による「入札」または「2者以上の見積書の徴収」が必要です。(実績報告時に見積書を添付していただきます。)ただし、市内に受注者がいない等、合理的な理由がある場合には、1者の見積徴収がかまいませんが、理由書を作成していただく必要があります。

※2 ⑪「消費税に係る仕入税額控除報告書」の詳細についてはこちらをご確認ください。
 トップページ>市の情報・計画>横浜市について>市の組織>こども青少年局の紹介>その他>総務課
 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額について
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/somuka/20170531174338.html>